

貸出可能視聴覚機材リスト

- 16 ミリ映写機
- スライド映写機
- プロジェクター（P C対応型）
- ビデオプロジェクター（ビデオ一体型）
- ブルーレイ（DVD）プレイヤー
- アンプ・ワイヤレスマイク（2 本）セット
- アンプ・ピンマイクセット
- スクリーン
- 暗幕

※留意事項※

- ◆ 視聴覚機材等を紛失または損傷した場合は、その損害を利用者が負担することになります。ご注意ください。
- ◆ 16 ミリ映写機の操作・貸出対象は「16 ミリ映写機操作技術講習会」を修了し、かつ「16 ミリ映写機操作技術講習会 修了証」を所有するかたが、投影する場合だけです。申込の際には、必ず修了証を提示するか、利用申込書に修了証番号の記載をお願いします。
- ◆ 営利目的（貸出された視聴覚教材等により、視聴者から料金を徴収すること）に使用することは認められません。
- ◆ 視聴覚教材等の複製や転貸は認められていません。